

## 今こそ読み直されるべきマイノリティと 人権を考える 3冊

金東勲著『国際人権法とマイノリティの地位』（東信堂、2003年）  
反差別国際運動日本委員会編『マイノリティの権利とは  
——日本の多文化社会の実現にむけて』（解放出版社、2004年）  
岩間暁子・ユヒョジョン編著『マイノリティとは何か』  
（ミネルヴァ書房、2007年）

金 昌 浩\*

私は、2015年9月から11月にかけて国連人権高等弁務官事務所（以下「OHCHR」）の主催するマイノリティーフェロウシッププログラムに参加する機会を得た<sup>1)</sup>。同プログラムは、世界各国のマイノリティ<sup>2)</sup>に属する人権活動

---

\*弁護士

- 1) 同プログラムの詳細については、金昌浩「国連人権高等弁務官事務所でのマイノリティーフェロウシップを振り返って」Niben Frontier 2016年5月号参照。http://niben.jp/niben/books/frontier/frontier201605/2016\_NO05\_38.pdf
- 2) ここにいう「マイノリティ」とは1992年の国連総会において決議された「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」において定義されるマイノリティを指し、民族的又は種族的マイノリティ（national or ethnic minority）、宗教的マイノリティ、及び言語的マイノリティを意味する。

家に対し、国連の人権メカニズムの利用法を知ってもらうことを目的としている。恥ずかしながら、私はこのプログラムに参加して初めて1992年に国連総会で採択された「国連の民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」（以下「マイノリティ権利宣言」という。）について詳しく学ぶ機会を得た。フェローシップ以前にも、弁護士として、訴訟等を通じて国際人権条約を参照したり、日本政府の条約審査に際してのNGOの立場からアドボカシーを行うに際して、自由権規約や人種差別撤廃条約について勉強することはあったが、宣言という直接の法的拘束力を有しない文書についてはあまり勉強したことがなかったのが正直なところである。しかし、在日コリアン（特にオールドカマー）の人権問題を考えるに際しては、マイノリティの権利保護を直接目的とし、保護すべき権利と国家のとるべき保護措置を定めたマイノリティ権利宣言は重要な意味を持つ（実践的には、日本に対しても法的拘束力を持つ自由権規約27条や子どもの権利条約30条の解釈指針として援用することができる。）。そこで、以下では、マイノリティ権利宣言について日本語で書かれた本を紹介することにしたい。

この分野でまっさきに参照されるべきは、**反差別国際運動日本委員会編『マイノリティの権利とは——日本の多文化社会の実現にむけて』**であろう。ここには、元百合子氏の翻訳により、国連マイノリティ権利宣言の全文、及び、国連のマイノリティ作業部会によって2001年に公表された「マイノリティ権利宣言」のコンメンタリーの全文が紹介されている。マイノリティ権利宣言及び同コンメンタリーについての日本政府の公定訳は存在しない（こうした広報の不足も日本政府のマイノリティの権利の軽視の現れといえる。）。マイノリティ権利宣言については、インターネット上でも和訳を探することができるが、コンメンタリーの和訳はインターネット上で入手することはできず、この著書にあたるしかない（マイノリティの権利宣言の普及のためにも、コンメンタリーがインターネット上で入手可能となることが望まれる。）。私が、コンメンタリーの中で特に参考になったと感じた記載は以下の点である。

「領域内に長期間定住しているマイノリティは、最近やってきたマイノリティよりも強い権利を持つ可能性がある」(パラグラフ 10)、「最善のアプローチは、…宣言の適用において『古い』マイノリティが『新しい』マイノリティよりも強い権利を持つことを認めることであろう」(パラグラフ 11)、「市民権はなおも、完全かつ効果的な参加のための重要な条件である。マイノリティに属する人々が市民権を獲得する上での障害は減らさなければならない。市民ではない住民の参加形態が、一定の居住期間を経過後の地方参政権や、市町村、地域、国の立法・決定議会に選ばれた非市民がオブザーバーとして参加することも含めて、開発されなければならない。」(パラグラフ 50)。在日コリアンの人権は、日本において、「外国人」の人権の問題として取り扱われてきたために、特にオールドカマーの在日コリアンの人権を論じる際には、常にニューカマーや難民等の他のカテゴリーの外国人との間で人権保障の程度に差が生じてもよいか悩みの種となる。私自身、特別永住者として、他の外国人と比べて「特別」に扱われることに心理的な抵抗感を感じることもあったが、「『古い』マイノリティが『新しい』マイノリティよりも強い権利を持つ」と明記されていることには新鮮な印象を受けた<sup>3)</sup>。また、パラグラフ 50 は、外国人地方参政権の付与や、在日コリアンの帰化要件の緩和といった主張の論拠の一つともなるだろう。本書後半には、在日コリアン、アイヌ、沖縄、移住者等の当事者のエッセイや座談会が盛り込まれているが、ここで指摘されている問題の多くは、10年以上経った今でも未解決のまま残されている。

金東勲著『国際人権法とマイノリティの地位』は、1970年代から国際人権

---

3) なお、いわゆる、東京都外国人職員管理職選考事件（最判平成 17・1・26）においては、多数意見が、一律に外国人と日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは憲法に違反せず、この理は特別永住者においても異なるものではないとするが、泉反対意見は、特別永住者の歴史的経緯に着目して、少なくとも特別永住者に関して管理職への昇任を制限することは違憲になるとする。泉反対意見の方がマイノリティ権利宣言には適合的といえるであろう。

法の観点からマイノリティの問題に取り組んできた著者の論考をまとめたものである。本書では、国際人権法においてマイノリティの権利がどのように認められてきたのかを概観するとともに、日本におけるマイノリティの現状と課題についても詳述されている。また、西ヨーロッパにおけるマイノリティの状況と国内法制についても紹介されている。その他、「人種差別の撤廃とマイノリティ・外国人差別」と題する章において、人種差別撤廃条約の意義及び内容が紹介されている。この章の初出は、1978年に出された論文であり、日本が人種差別撤廃条約に加入する1995年より20年近く前から人種差別撤廃条約の意義に着目していた著者の問題意識には驚かされる。

岩間暁子・ユヒョジョン編著『マイノリティとは何か』は、社会学者によって書かれたものであり、マイノリティ権利宣言という国際人権法の文脈を離れて、「マイノリティ」概念そのものを国際比較のアプローチで検討するものである。日本、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国・中国、日系ブラジル人、日本のイスラム教徒等様々な事例が取り上げられている。岩間氏は、社会学者による定義や、新聞での用語の使われ方、日本人を対象にした調査データから、日本における「マイノリティ」概念は、エスニック・マイノリティや、ナショナル・マイノリティの存在が見えにくいまま、「弱者」一般を指し示すことばとして拡散していると指摘する。また、このような「マイノリティ」概念の拡散状況は、国際人権法が定める意味での「マイノリティ」の存在を認めることに消極的である政府の姿勢、特にエスニック・マイノリティ及びナショナル・マイノリティの存在を認めようとしなない政府の姿勢を結果的には容認してしまっているという。さらに、岩間氏は、「『マイノリティ』としてのエスニック・マイノリティ及びナショナル・マイノリティの姿が見えにくい日本では、セクシュアル・マイノリティやろう者が、「マイノリティ」としてのアイデンティティを積極的に社会に提示することによって、エスニック・マイノリティ及びナショナル・マイノリティがさらに埋没する面もある」と指摘する。

さらに、岩間・ユ両氏は、国際人権法上、「弱者」はマイノリティを含むよ

り包括的な概念として存在し、「マイノリティ」は「非マイノリティ」として区別されていることを確認し、両者を区別する指標として、①エスニック、宗教的、言語的な面で集団を特徴づけてきた特性の維持・継承をそれぞれの集団が求める一方、国際人権法においても保護の対象と考えられているか否か、②集団を単位とした自己再生産が可能か否か、の2点を指摘する。その上で、両氏は、日本の社会運動では「マイノリティ」と「非マイノリティ」が連帯する例がしばしば見られるが、両者はともに弱い立場におかれていながらも、本人たち自らが求める状態、あるいは保護や配慮によって期待される状況は正反対であるため、運動の進展とともに亀裂が生じる可能性が高い、と指摘する。

私自身、オールドカマーの在日コリアンの人権問題には当事者性を持ちながら問題に取り組んでいるが、ニューカマー、難民、障害者、LGBT、イスラム教徒等の他の当事者団体との連帯が重要だと考えている。特に近時は、LGBTの人権保障の文脈で、「性的マイノリティ」という用語が広く普及していると感じられ、私自身国際人権法の「マイノリティ」概念に親しんだものとしては若干の違和感を感じながらも、「性的マイノリティ」という用語を用いることもある。私自身はLGBTの人権保障が進むことを歓迎しているが、果たして「性的マイノリティ」の人権保障を推進する人が、在日コリアンに対して国際人権法上の「マイノリティ」としての権利を保障することに賛成なのかどうか疑問を覚えることも多い（実際、与党の政治家の中には、近時、LGBTの差別解消に興味を示す一方で、朝鮮学校の無償化や外国人地方参政権の付与に断固とした反対姿勢を取る者も多い。）。なお、上記の例とは逆に、在日コリアンの人権問題に取り組む者の中にも、LGBTに対して差別的あるいは無関心な者がいることもまた事実である。）。微力ながら社会運動に関わる者として、私は今後も日本においては多様な当事者団体との「連帯」の可能性を模索することは重要だと考えるが、本書の指摘を踏まえて、どうすれば亀裂を生じさせずに連帯を維持することができるかについても並行して考えていく必要があるだろう。

マイノリティの権利については、権利宣言が採択された1992年以降一時的

に研究者の注目が集まった時期もあったようであり、2000年代半ばにはここで紹介したような良書が出版されているが、ここ数年の間はマイノリティの権利に注目した研究は活発でない印象を受ける。これは、マイノリティ権利宣言について政府の広報がなく、具体化する立法措置が何ら取られず、裁判所においても権利宣言の内容が一顧だにされない<sup>4)</sup>日本のお寒い現状を反映しているのかもしれない。この状況に絶望することなく、マイノリティ権利宣言の考え方をどうすれば今後普及させていくのか、地道な取り組みが求められている。

---

4) 私が把握している限り、マイノリティ権利宣言の性質が争われた唯一の裁判例が、高槻マイノリティ教育権事件（大阪高判平成20・11・2）であるが、同判決はマイノリティ権利宣言は法的拘束力がないものとして議論を一蹴している。